

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 4 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部保険年金課
案件名称	三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の基本方針について
部門経営で 部会 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審議依頼事項 三浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて 記 1 目的及び要旨 (1) 国民健康保険税の税率等の改定 国民健康保険事業に要する費用に充てるための資金を確保するため、国民健康保険税課税額の税率等を改めるもの。 (2) 税率等の変更に伴う減額措置の改定 国民健康保険税の税率改定に伴い、減額による課税額を変更するもの。 (3) 健康保険法及び同施行令の一部改正に伴う改定 子ども（未就学児）に係る「基礎課税額」及び「後期高齢者支援金等課税額」の「被保険者均等割額」の5割を減額する改定を行うもの。 (4) その他所要の規定の整理 地方税法の改正等にあわせて所要の整理を行うもの。 2 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日 3 経過措置 改正後の条例は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとする。	

現状と課題

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）が平成30年4月1日に施行され、国民健康保険制度が見直された。改正後の国民健康保険制度では、都道府県は、市町村ごとの医療費水準、所得水準に応じた国民健康保険、事業費納付金の額を決定し、また、これを納付するための税率等を算定し、標準保険料率として市町村へ示すこととされており、神奈川県では、県内の市町村に対し、令和4年1月11日付けで標準保険料率が示された。これらに伴い、国民健康保険事業の健全な運営を図るために、標準保険料率に準じた税率の改定等のため、本条例の一部改正を行うもの。

案件担当部課等の見解

審議決定後は、令和4年第1回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

第4次三浦市総合計画

- 大綱3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える
- 目標5 安心して安全な生活環境づくり
- 施策1 市民の「健康力」の増進支援

備考 説明員 大木 保険年金課長